

2025年1月27日

各位

会 社 名 株式会社 田 谷 代表者名 代表取締役社長 中村 隆昌 (コード番号 4679 東証スタンダード) 問合せ先 執行役員経営企画グループ長 富岡 亮平 (TEL. 03 - 6384 - 2231)

## 第三者割当による第1回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2025 年1月10日開催の取締役会において決議した、EVO FUND (以下「割当先」といいます。)を割当先とする第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、この度、同月27日に発行価額の総額(2,554,400円)の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025 年 1 月 10 日公表の「第三者割当による第 1 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

## <本新株予約権の概要>

(1)	割当日	2025年1月27日
(2)	新株予約権の総数	12,400 個
(3)	発行価額	総額 2, 554, 400 円 (新株予約権 1 個当たり 206 円)
(4)		1,240,000株(新株予約権1個につき100株)
	当該発行による	上限行使価額はありません。
	潜在株式数	下限行使価額は 155 円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数
		は1,240,000 株であります。
(5)	調達資金の額	348, 454, 400 円 (注)
(6)		当初行使価額は285円とします。
		本新株予約権の行使価額は、2025 年1月 28 日に初回の修正がされ、以後
		毎週金曜日(但し、当該日が取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取
		引所」といいます。) において売買立会が行われる日をいいます。以下同
		じ。)でない場合には、その翌取引日とします。)に修正されます(以下、
	行使価額及び行使価	かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいま
	額の修正条件	す。)。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、
		修正日の直前取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において
		取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 92%に相当する金額の
		1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、上記「(4) 当該発
		行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額と
		します。)に修正されます。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てま
	(割当先)	す。
(8)	権利行使期間	2025 年1月 28 日 (当日を含みます。) から 2028 年1月 27 日までとしま
		す。

当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による 届出の効力発生後に、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締 役会による承認を要すること、ロックアップ及び先買権等を規定する買取 契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。

## ※ロックアップ

当社は、割当先又は EVOLUTION JAPAN 証券株式会社(住所:東京都千代田 区紀尾井町4番1号、代表取締役社長:ショーン・ローソン)(以下 「EJS」といいます。)による事前の書面(電磁的記録を含みます。以下同 じ。)による承諾を得ることなく、本買取契約の締結日に始まり、本新株 予約権又は本社債が残存している間において、当社普通株式又は当社普通 株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売 却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けそ の他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、また当社普通株式の所有 についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他 の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をしても 上記の各行為を行わせないものとします。但し、上記の制限は、当社普通 株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社 が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自 己株式の売渡し、1年間以上の保有を誓約している当社の資本業務提携先 に割り当てる場合、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の 新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権 を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行 又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合については適用 されません。

(9) その他

## ※先買権

当社は、本買取契約の締結日に始まり、本新株予約権又は本社債が残存している間において、割当先以外の第三者に対して当社の株式、新株予約権又は新株予約権付社債その他当社の普通株式若しくは種類株式に転換若しくは交換できる証券(以下「本追加新株式等」といいます。)を発行又は交付しようとする場合には(以下かかる発行又は交付を「本追加新株式発行等」といいます。)、EJS に対して、当該本追加新株式発行等を決議する取締役会の日の3週間前までに、当該本追加新株式発行等の主要な条件及び内容(当該本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含みますが、これに限られません。以下同じです。)を記載した書面(以下「本通知書」といいます。)により通知しなければなりません。

割当先は、EJS が本通知書を受領した日(当日を含みません。)から1週間以内に、当該本通知書に記載された条件及び内容により当該本追加新株式等を引き受けるか否かを書面にて通知することとし、割当先が当該条件と同一の条件により当該本追加新株式等を引き受ける旨を当社に通知(以下かかる通知を「応諾通知」といいます。)したときは、当社は、割当先に対して当該本追加新株式等を発行又は交付するものとし、当該第三者に対して当該本追加新株式等を発行又は交付してはならないものとします。

当社は、割当先からの上記に従った応諾通知を受領しなかった場合又は応諾通知を行わない旨の通知を受領した場合に限り、上記に基づく本通知書

により割当先に通知された主要な条件及び内容によってのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。疑義を避けるために付言すると、当該本追加新株式発行等が上記に定める割当先又は EJS の承諾を要するものである場合には、当該決議に先立ち割当先又は EJS の書面による承諾を要します。

当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとします。

なお、上記の定めは、以下に規定する各場合には適用されないものとしま す。

- ① 当社の役職員、コンサルタント若しくはアドバイザーを対象とするストックオプションを発行する場合、又は普通株式を発行若しくは交付する場合(当該ストックオプションとして付与された新株予約権の行使に基づくものを除きます。)において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行株式数が本買取契約締結時点における当社の発行済株式総数の5%未満である場合。
- ② 当社が適用法令に従い開示した書類に記載された、本買取契約の締結 日時点で既発行の株式(種類株式等で普通株式への転換請求権等を付 与されているものを含みます。)、新株予約権又は新株予約権付社債等 の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載 された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われる場 合。
- ③ 1年間以上の保有を誓約している当社の資本業務提携先に本追加新株 式等を割り当てる場合。
- ④ 上記の他、当社と EJS とが、別途上記に基づく先買権の対象外とする 旨を書面により合意した場合。
- (注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を 合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権 の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された 場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性が あります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を 消却した場合には、調達資金の額は変動します。

以 上